

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

処 分 名	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可（総合設計制度）		
根 拠 法 令 名	建築基準法	(条項) 第59条の2第1項	
基 準 法 令 名	建築基準法施行令	(条項) 第136条	
所 管 部 署	都市計画部 建築指導課 指導係		
標 準 処 理 期 間	21日 (事前協議及び審査会諮問 に係る期間を除く)	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称 【 総合設計許可基準 】 ・掲載図書等 【 大津市ホームページ 】 ・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく許可（総合設計制度）]</p> <p>建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく許可にあたっては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認められ、建築審査会の同意が得られることを判断の基準とする。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。